

議案第64号

## 静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成15年静岡市条例第110号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則(第17条)」を「第5章 静岡市災害弔慰金等支給審査委員会(第17条)  
第6章 雑則(第18条)」

に改める。

第16条の見出しを「(償還金の支払猶予等)」に改め、同条中「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「第13条第1項及び政令第8条から第11条まで」を「第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条」に改める。

第17条を第18条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 静岡市災害弔慰金等支給審査委員会

第17条 市長の諮問に応じて、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、法第18条に規定する審議会その他の合議制の機関として、静岡市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

4 委員の任期は、委嘱の日から当該調査審議が終了する日までとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。